

市原市バスケットボール協会 会則 ~~(案)~~

【第1章 総則】

(名称)

第1条 本会は、市原市バスケットボール協会と称する《以下（本会）という》。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を理事会の指定する場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、公益財団法人市原市体育協会の加盟団体として、市原市のバスケットボールの正しい普及・発展並びに会員相互の親睦を図り、アマチュアスポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催に関する事
- (2) 審判の養成、公認、研修、派遣に関する事
- (3) 競技に関する研究及び指導者の養成に関する事
- (4) バスケットボールの普及・発展に関する事
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第5条 本会は市原市バスケットボール協会に加盟登録するチーム及び協会役員をもって組織する。

【第2章 財産及び会計】

第6条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 加盟登録料
- (2) 大会参加料
- (3) 寄付金
- (4) 助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

2 各チームは所属する部会に加盟登録料を納付する。各部会は理事会の指定する期日までに加盟登録料を本会に納付しなければならない。

(財産の管理)

第7条 本会の財産は事務局長が管理する。

2 財産のうち現金については、銀行等への預金など安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第9条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は事務局長が作成し、毎会計年度開始前に理事会及び総会での議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後1ヶ月以内に事務局長が作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の議決を得なければならない。

(特別会計)

第11条 本会は、事業遂行上必要あるときは理事会の決議を経て特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第9条の予算及び前条の決算に計上しなければならない。

(事業及び会計年度)

第12条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【第3章 チーム】

(チーム)

第13条 本会を組織するチームとは、市原市内に所在する一般、実業団、大学等《以下(一般)という》のバスケットボールチーム、高校のバスケットボールチーム、ジュニアバスケットボールチーム及びミニバスケットボールチームとする。

2 チームの所在地は次のいずれかとする。

(1) チームの母体である企業、官公庁、学校

(2) チーム代表者の自宅又は勤務先

(3) チーム連絡者の自宅又は勤務先

3 本会を組織するチームは一般部会、高校部会、ジュニアバスケットボール部会及びミニバスケットボール部会のいずれかの部会に加盟しなければならない。

【第4章 役員】

(種類及び定数)

第14条 本会に、次の役員を置く。

(1) 常任理事

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・理事長 1名
- ・副理事長 若干名
- ・事務局長 1名
- ・事務局次長 1名
- ・各委員会委員長 各1名

(2) 理事

- ・部会代表
- ・部会事務局

(3) 監事 2名

(4) 代議員 各部会より細則により選出 細則1

(選任等)

第15条 会長及び副会長は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長、事務局長及び事務局次長は、総会の互選によって選出する。

3 代議員は細則1に則り、一般部会、高校部会、ジュニアバスケットボール部会、ミニバスケットボール部会より選出する。

4 監事は、総会において選出する。

- 5 各部会役員は、各部会の推薦を得て、会長がこれを承認する。
- 6 各委員会委員長は理事長の推薦を得て、会長が委嘱する。
- 7 顧問及び相談役は、必要のあるときに会長が委嘱する。

(職務)

第16条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときは、予め会長の定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 理事長は本会の運営業務を総理する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、予め会長の定めた順序によりその職務を代理する。
- 5 事務局長は次に掲げた職務を行う。
 - (1) 文書の收受及び発送に関すること
 - (2) 公印の管守に関すること
 - (3) 財産の管理に関すること
 - (4) 経理及び会計に関すること
 - (5) 各種会議の招集及び案内に関すること
 - (6) その他、本会の事務に関すること
- 6 代議員は各部会を代表し総会に出席し、基本事項を審議する。
- 7 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の財産及び会計を監査し、理事会及び総会へ報告する。
 - (2) 本会の財産及び会計について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告する。
 - (3) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び総会の招集を請求又は招集する。
- 8 各部会役員は、各部会の運営に関する審議を行う。
- 9 委員は第21条に規定する各委員会に所属し、その業務を行う。

(任期等)

第17条 本会の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 本会の役員は無給とする。
- 3 本会の役員には費用を支弁することができる。

【第5章 部会】

第18条 本会に、次の部会を置く。

- (1) 一般部会
- (2) 高校部会
- (3) ジュニアバスケットボール部会
- (4) ミニバスケットボール部会
(事業)

第19条 各部会は、部会毎に第4条に記載された事業の企画・運営及び部会毎の予算・決算に関するものを行う。

(組織)

第20条 各部会は、加盟チーム及び部会役員により組織する。

- 2 各部会の部会役員のうち1名を代表、1名を事務局、1名を審判長とする。
- 3 各部会は細則1により代議員を選出し、総会へと参加する。

【第6章 委員会】

(種類)

第21条 本会に、次の委員会を置く。

- (1) 審判委員会
- (2) 普及・強化委員会
- (3) バスケットボール祭実行委員会
(審判委員会)

第22条 審判委員会は、各部会の審判長、日本公認審判員、~~千葉県公認審判員、千葉県ミニバスケットボール公認審判員及び市原市公認審判員~~により組織する。

- 2 審判委員会に必要な人数の委員を置き、その中から1名を副審判長とする。
- 3 審判委員会は、各部会の審判員の育成及び指導を行う。

(普及・強化委員会)

第23条 普及・強化委員会は各部会に所属するチーム関係者及び協会役員の中から理事長の推薦の後、会長が委嘱した委員によって組織する。

- 2 普及・強化委員会に必要な人数の委員を置き、その中から1名を副委員長とする。
- 3 普及・強化委員会はバスケットボール競技の普及活動とともに、市原市バスケットボール協会に所属するチーム及び選手の強化を図る。

(バスケットボール祭実行委員会)

第24条 バスケットボール祭実行委員会は、各部会に所属するチーム関係者及び協会役員の中から理事長の推薦の後、会長が委嘱した委員によって組織する。

- 2 バスケットボール祭実行委員会に必要な人数の委員を置き、その中から1名を副委員長とする。
- 3 バスケットボール祭実行委員会は、バスケットボール祭の企画・運営を行う。

【第7章 総会】

(構成)

第25条 総会は、常任理事及び各部会の代議員をもって構成する。

(機能)

第26条 総会は、本会の業務に関し、基本的な事項を決議する。

2 次に掲げる事項は、総会にかけなければならない。

- (1) 重要な事業報告及び事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 会長及び副会長の選任
- (4) 理事長、副理事長、及び事務局長の選任
- (5) 監事の選任
- (6) 会則の制定及び改廃
- (7) その他、本会の基本的事項

(開催)

第27条 総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 通常総会
- (2) 理事長から開催の要求があったとき
- (3) 協会役員10分の3以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (4) 第16条第7項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第28条 総会は第16条第7項第3号の規定により、監事の招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条2号から第4号までの規定による請求があった場合は、その日から14日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会議の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は理事長が当たる。

(定足数)

第30条 総会は、代議員の3分の2が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会の議決は、この会則の定めるものの他、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(代理表決等)

第32条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、各部会内から代理の代議員を出席させることができる。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数、出席者数
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要とその結果
- (5) その他、必要と思われる事項

2 議事録には議長が署名しなければならない。

【第8章 理事会】

(理事会)

第34条 理事会は、常任理事及び理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

3 理事会は、この会則に定めるほか、本会の業務に関し一般的なことを議決する。

4 理事会は、必要に応じて開催する。

5 理事会は、第16条第7項第3号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

6 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

7 理事会の議事は、出席した構成役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 やむを得ない理由のため理事会に出席できない構成員は、議長を代理人として表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、その役員は出席したとみなす。

【第9章 顧問及び相談役】

(顧問及び相談役)

第35条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、歴代の会長とし、必要に応じて会務の相談に当たる。

4 相談役は、必要に応じて各部会の運営の相談に当たる。

5 顧問及び相談役は、総会若しくは理事会に出席し、意見を述べるすることができる。

6 第17条の規定は、顧問及び相談役について準用する。この場合、「本会の役員」とあるのは「顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

【第10章 加盟及び登録】

(加盟)

第36条 本会に加盟しようとする場合は、一般部会、高校部会、ジュニアバスケットボール部会、ミニバスケットボール部会のいずれかの部会に加盟しなければならない。

2 チームの加盟に関する詳細な基準、条件等は部会毎に別途定めることができる。

3 本会に加盟しようとするチームは加盟登録料を納入しなければならない。

(登録)

第37条 毎事業年度の当初において、各チームは各部会を通して、本会に登録しなければならない。

(加盟登録の意義)

第38条 本会の関係する大会には、加盟チーム及び登録競技者のみ出場することができる。

(追加加盟)

第39条 前条に定めるものの他、加盟、登録に関し必要な事項は理事会の同意を得て理事長が別に定める。 細則2

【第11章 附則】

(改正)

第40条 この会則を改正する時は、総会において3分の2以上の賛成をもって行う。

(委任)

第41条 この会則に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

(施行日)

第42条 この会則は、昭和43年4月1日より施行する。

改訂履歴

制定・昭和43年3月

改訂・昭和48年3月

改訂・昭和53年3月

改訂・昭和59年3月

改訂・昭和63年3月

改訂・平成6年3月

改訂・平成7年3月

改訂・平成8年3月

改訂・平成9年3月

改訂・平成18年3月

見直確認・平成23年3月

見直確認・平成24年3月

見直確認・平成25年3月

見直確認・平成26年3月

見直確認・平成27年3月

改訂・平成28年3月

見直確認・平成29年3月

改訂・平成30年3月 (第22条)

細則 1 代議員

(選出)

第1条 この協会に、代議員を置く。

2 代議員の定数は各部会で次の人数とする。

- (1) 一般部会 5 (シニア1含む)
- (2) 高校部会 2
- (3) ジュニアバスケットボール部会 4
- (4) ミニバスケットボール部会 4

3 代議員は、各部会の推薦により就任する。

4 各部会は代議員の氏名・所属を6月末日までに理事長に報告する。

(任期)

第2条 代議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により就任した代議員の任期は前任者の残任期間とする。

細則 2 加盟登録

(登録)

第1条 競技者の登録は1人1チームとし、二重登録は認めない。

(追加登録)

第2条 期日以降、新しく結成されたチームは、各部会事務局に加盟登録を申請し、各部会の承認を得て加盟する。

(追加加盟)

第3条 登録者の異動があったときは、遅滞なく登録の変更を各部会事務局にしなければならない。

(加盟登録の取り消し)

第4条 加盟登録されたチーム及び競技者は所定の手続きにより、その取り消しが認められる。

(審査及び違反に対する処分)

第5条 加盟登録に関する審査は、この細則に基づいて各部会が行う。

2 加盟チーム及び登録競技者が次の各号の一つに該当する場合は、各部会の届け出に基づいて理事会で審議し、処罰することがある。

- (1) この会則の定めに違反した場合
- (2) バスケットボール競技において、フェアプレイに反する行為や暴力行為をした場合
- (3) 犯罪行為、その他、社会的非難を受ける行為をした場合
- (4) その他、前号に準ずる行為をした場合

3 処分は加盟登録の取り消し、一定期間の出場停止、その他とする。

(疑義、紛争の解決)

第6条 この会則に定めていない事項又は疑義、紛争が生じた時は、理事会が処理する。